田園調布学園大学 障害学生支援方針

田園調布学園大学障害学生修学支援規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、 障害のある学生に対する合理的な配慮を提供するに当たり、本方針に基づき修学支援方策 を策定し、実施するものとする。

1. 機会の確保

障害のある学生が、障害を理由に修学を断念することがないよう、修学の機会を確保するよう努めるとともに、本学の学則に定める目的を達成すべく教育の質を維持すること。

2. 情報公開

障害のある本学への入学志願者や在籍学生に対し、受入れ方針及び修学上の支援体制を示すこと。

3. 相談体制

障害のある学生及びその家族その他の関係者から修学上の障壁の除去に関する配慮 を必要とする旨の相談に応じる窓口を設置すること。

4. 合理的配慮

規程第3条に規定する合理的配慮の範囲を検討するに当たっては、個別の事案ごと に次の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的、客観的に判断すること。

- (1) 本学の目的及び各学部学科等における教育研究上の目的及び人材養成に関する目的への影響の程度
- (2) 物理的・技術的制約並びに人的・体制上の制約を踏まえた実現可能性の程度
- (3) 費用及び負担の程度
- (4) 公平性の担保

5. 支援方策の決定過程

障害のある学生本人からの意思の表明に基づき、当該学生の要望を基本に据えた修 学支援方策を協議して策定し、支援の実施後においても必要に応じて支援方策の調整 に努めること。

6. 教育方法等

授業を受講するに当たっての障害の状況に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮並びに公平な試験及び成績評価等を行うこと。

7. 支援体制

規程第9条の規定に基づき、障害のある学生に対する支援に際しては、担当部局の みならず、関係部局間の連携、情報共有及び協力体制により、修学支援方策の円滑な 実施に努めること。

8. 施設・設備

障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設のバリアフリー化に 努め、障害の状況に応じて必要な設備の整備に努めること。

9. 研修 • 啓発

障害のある学生が在学中のあらゆる場面において様々な困難が生じることについて 教職員ほか学生が理解し、障害者支援の全学的な意識の向上を図るため、研修や講座

以上

IV-28 2